

平成 第 年 月 日

〇〇市町村長様

北海道知事

第16条に基づく砂利採取計画認可
砂利採取法 第20条第1項に基づく砂利採取計画変更認可の申請について（通報）

このことについて、別添写しのとおり（変更）申請書の提出がありましたので、砂利採取法（昭和43年法律第74号）第36条第4項の規定に基づき通報します。

つきましては、貴市町村教育委員会に周知されますとともに、当該砂利採取に伴う災害防止措置等について、貴職の意見を 月 日までにご回答願います。

また、認可を不適切と認めるときは、理由を具体的に付してください。

【なお、期日までに回答がないときは、意見がないものとして処理いたします。】

記

1 申請書の氏名又は名称

2 申請者の住所又は所在地

(〇〇総合振興局(振興局)〇〇部〇〇課〇〇係)

- (注) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
2 標題については、いずれか一方を消すこと。
3 【 】内の文章は、総合振興局等において、必要に応じ書き加えること。
4 本文中の「(変更)」は、必要に応じ付記すること。

平成 第 年 月 日

〇〇市町村長様

北海道知事

第16条に基づく砂利採取計画認可
砂利採取法 について（通報）
第20条第1項に基づく砂利採取計画変更認可

平成 年 月 日付け 第 号で通報しました次の者からの申請については、別紙指令書（写し）のとおり認可しましたので、砂利採取法（昭和43年法律第74号）第36条第4項の規定に基づき通報します。

なお、同法第37条第1項の規定により、砂利の採取に伴う災害が発生するおそれがあると認められるときは、速やかに必要な措置等について連絡願います。

記

- 1 申請書の氏名又は名称
- 2 申請者の住所又は所在地

（〇〇総合振興局（振興局）〇〇部〇〇課〇〇係）

- （注） 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
2 標題については、いずれか一方を消すこと。

平成 第 年 月 日

〇〇市町村長様

北海道知事

第16条に基づく砂利採取計画認可
砂利採取法 第20条第1項に基づく砂利採取計画変更認可
について(通報)

平成 年 月 日付け 第 号で通報しました次の者からの申請については、別紙指令書(写し)のとおり不認可としましたので、砂利採取法(昭和43年法律第74号)第36条第4項の規定に基づき通報します。

記

- 1 申請書の氏名又は名称
- 2 申請者の住所又は所在地

(〇〇総合振興局(振興局)〇〇部〇〇課〇〇係)

- (注) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
2 標題については、いずれか一方を消すこと。

平成 第 年 月 号
日

〇〇方面公安委員会委員長 様
(〇〇警察署経由)

北海道〇〇総合振興局長(振興局長)

第16条に基づく砂利採取計画認可
砂利採取法 について(通報)
第20条第1項に基づく砂利採取計画変更認可

このことについて、別紙指令書(写し)のとおり認可されましたので、砂利採取法(昭和43年法律第74号)第36条第4項の規定に準じ通報します。

記

- 1 申請書の氏名又は名称
- 2 申請者の住所又は所在地

(〇〇総合振興局(振興局)〇〇部〇〇課〇〇係)

- (注) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
2 標題については、いずれか一方を消すこと。

平成 第 年 月 号 日

(申請者名) 様

北海道〇〇総合振興局長(振興局長)

第16条に基づく砂利採取計画認可
砂利採取法 第20条第1項に基づく砂利採取計画変更認可
について(通知)

平成 年 月 日付けで申請のありましたこのことについて、別紙指令書のとおり認可されましたので通知します。

なお、作業に当たっては、次の事項に十分留意し事故、災害のないよう万全の注意を払ってください。

記

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6

(〇〇総合振興局(振興局)〇〇部〇〇課〇〇係)

- (注) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
2 標題については、いずれか一方を消すこと。

第 号
平成 年 月 日

(申請者名) 様

北海道 ○○総合振興局長(振興局長)

第16条に基づく砂利採取計画認可
砂利採取法 について(通知)
第20条第1項に基づく砂利採取計画変更認可

平成 年 月 日付けで申請のありましたこのことについて、別紙指令書のとおり不認可になったので通知します。

(○○総合振興局(振興局)○○部○○課○○係)

- (注) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
2 標題については、いずれか一方を消すこと。

〇〇第〇〇〇号指令

住 所
申請者
氏 名

平成 年 月 日付けで申請のありました砂利採取（洗淨）計画については、砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づき、次のとおり認可します。

平成 年 月 日

北 海 道 知 事 

1 採取（洗淨）場の所在地

2 採取（洗淨）場の面積

3 採取（洗淨）の期間

自 平成 年 月 日

至 平成 年 月 日

4 採取（洗淨）する砂利の種類及び数量（ m^3 ）

種 類

数 量

（〇〇総合振興局（振興局）〇〇部〇〇課〇〇係）

- （注） 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
2 本文中の「採取（洗淨）」は、いずれか一方を消すこと。

〇〇第〇〇〇号指令

住 所
申請者
氏 名

平成 年 月 日付けで申請のありました砂利採取（洗淨）計画については、砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号）第 16 条の規定に基づき、次のとおり認可します。ただし、次の条件を守らなければなりません。

平成 年 月 日

北 海 道 知 事 

1 採取（洗淨）場の所在地

2 採取（洗淨）場の面積

3 採取（洗淨）の期間

自 平成 年 月 日

至 平成 年 月 日

4 採取（洗淨）する砂利の種類及び数量（ m^3 ）

種 類

数 量

5 認可条件

教 示

この処分について、不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることができます。

(〇〇総合振興局(振興局)〇〇部〇〇課〇〇係)

- (注) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
2 本文中の「採取（洗淨）」は、いずれか一方を消すこと。

〇〇第〇〇〇号指令

住 所
申請者
氏 名

平成 年 月 日付けで申請のありました砂利採取（洗浄）計画の変更については、砂利採取法（昭和43年法律第74号）第20条第1項の規定に基づき、次のとおり認可します。

平成 年 月 日

北 海 道 知 事 印

1 平成 年 月 日 第 号指令による認可に係る採取（洗浄）計画の変更

2 変更事項

（変更前）

（変更後）

（〇〇総合振興局（振興局）〇〇部〇〇課〇〇係）

- （注） 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
2 本文中の「採取（洗浄）」は、いずれか一方を消すこと。

〇〇第〇〇〇号指令

住 所
申請者
氏 名

平成 年 月 日付けで申請のありました砂利採取（洗浄）計画の変更については、砂利採取法（昭和43年法律第74号）第20条第1項の規定に基づき、次のとおり認可します。

ただし、次の条件を守らなければなりません。

平成 年 月 日

北 海 道 知 事 印

1 平成 年 月 日 第 号指令による認可に係る採取（洗浄）計画の変更

2 変更事項

（変更前）

（変更後）

3 認可条件

教 示

この処分について、不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることができます。

（〇〇総合振興局（振興局）〇〇部〇〇課〇〇係）


- (注) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
2 本文中の「採取（洗浄）」は、いずれか一方を消すこと。

〇〇第〇〇〇号指令

住 所
申請者
氏 名

平成 年 月 日付け申請のありました砂利採取（洗浄）計画（の変更）については、次の理由により認可しません。

平成 年 月 日

北 海 道 知 事 

1 理 由

教 示

この処分について、不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることができます。

(〇〇総合振興局(振興局)〇〇部〇〇課〇〇係)

- (注) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
2 本文中の「採取（洗浄）」は、いずれか一方を消すこと。
3 本文中の「(の変更)」は、必要に応じ付記すること。

平成 第 年 月 日

(協議機関の長) 様

北海道知事 印

砂利採取(洗浄)計画の協議について(回答)

平成 年 月 日付けで協議のありました次の採取(洗浄)計画について、同意します。

記

- 1 採取(洗浄)場の所在地
- 2 採取(洗浄)場の面積
- 3 採取(洗浄)の期間
自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日
- 4 採取(洗浄)する砂利の種類及び数量(m³)
種類
数量

(〇〇総合振興局(振興局)〇〇部〇〇課〇〇係)

(注) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
2 本文中の「採取(洗浄)」は、いずれか一方を消すこと。

平成 第 年 月 日

(協議機関の長) 様

北海道知事 印

砂利採取(洗浄)計画の協議について(回答)

平成 年 月 日付で、協議のありましたこのことについて、次の理由により同意しません。

記

1 理由

(〇〇総合振興局(振興局)〇〇部〇〇課〇〇係)

- (注) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
2 本文中の「採取(洗浄)」は、いずれか一方を消すこと。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

砂利採取（洗浄）着手届書

平成 年 月 日

北海道知事様

住 所
氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名

平成 年 月 日に認可を受けた砂利採取計画に着手したので、次のとおり届け出ます。

1 採取計画の認可を受けた年月日及び番号

平成 年 月 日 第 号

2 採取（洗浄）場の所在地

3 当該認可に係る砂利の採取（洗浄）に着手した年月日

平成 年 月 日

- (注) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
2 本文中の「採取（洗浄）」は、いずれか一方を消すこと。
3 採取（洗浄）場における災害防止措置等を講じた状況を確認できる写真を添付すること。
4 ×印の欄は、記載しないこと。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

砂利採取（洗浄）計画の軽微変更届書

平成 年 月 日

北海道知事様

住 所
氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名

印

砂利採取法第20条第2項の規定により、次の認可計画に係る軽微な変更について届け出ます。

1 認可内容

認可年月日	平成 年 月 日	認可番号	第 号指令
認可期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日		
採取（洗浄）場の所在地			

2 軽微な変更の内容

従前の採取（洗浄）計画の内容	変更しようとする内容

3 変更の理由

--

- (注) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 2 本文中の「採取（洗浄）」は、いずれか一方を消すこと。
 3 必要に応じて、変更しようとする内容を示す書類を添付すること。
 4 ×印の欄は、記載しないこと。
 5 氏名等の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

氏名等変更届書

平成 年 月 日

北海道知事 様

住 所
氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名
登録年月日 年 月 日 ①
登録番号 第 号

砂利採取法第20条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 認可内容

認可年月日	年 月 日	認可番号	第 号指令
認可期間	年 月 日 ~	年 月 日	
採取場所在地			

2 変更の区分

ア 氏名	イ 名称	ウ 住所	エ 法人にあつては代表者の氏名
オ 登録年月日及び登録番号			

3 変更の内容

従前の採取計画の内容	変更しようとする内容

4 変更の理由

- (注) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 2 必要に応じて、変更しようとする内容を示す書類を添付すること。
 3 ×印の欄は、記入しないこと。
 4 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

砂利採取及び埋戻し計画進ちよく状況報告書

平成 年 月 日

北海道知事 様

住 所
氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名

次のとおり平成 年 月末現在の状況を報告します。

採取場所在地							
認可年月日及び認可番号		平成 年 月 日	第 号	認可期間	自 平成 年 月 日	至 平成 年 月 日	
砂利採取の状況	種類	砂	玉石	切込砂利	小計 ①	表土その他 ②	合計①+②
	認可数量	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³
	月の採取量	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³
	採取量の累計	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³
埋戻しの状況	埋戻し計画量(表土量含む)	月の埋戻し量		埋戻し量の累計	埋戻し進ちよく率	埋戻し完了予定日	
	③	m ³	m ³	④	④÷③×100%	平成 年 月 日	
備考							

- (注) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
 2 毎月末の状況を、翌月の 10 日までに報告することとし、採取及び埋戻し状況に進ちよくがない月についても報告すること。
 3 ×印の欄は、記載しないこと。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

砂利採取（洗浄）廃止届書

平成 年 月 日

北海道知事 様

住 所
氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名
登録年月日 年 月 日 ⑩
登録番号 第 号

砂利採取法第24条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 採取計画の認可（変更認可を含む）を受けた年月日及び番号
認可年月日 平成 年 月 日 第 号
- 2 採取（洗浄）場の所在地
- 3 当該砂利採取（洗浄）場における砂利の採取（洗浄）を廃止した年月日
廃止年月日 平成 年 月 日
- 4 当該砂利採取（洗浄）場の状況

- (注) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
2 「採取（洗浄）」は、いずれか一方を消すこと。
3 「当該採取（洗浄）場の状況」については、廃止した採取（洗浄）場の埋戻し等の状況及び災害防止措置の実施状況等を記載するとともに、埋戻し等の実施状況がわかる写真を添付すること。
4 ×印の欄は、記載しないこと。
5 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

(参考様式1)

平成 年 月 日
第 号

(事 業 者 名) 様

北海道〇〇総合振興局長(振興局長)

砂利採取(洗浄)の廃止の確認について(通知)
平成 年 月 日付けで提出のあった「砂利採取(洗浄)廃止届」に基づき、
次のとおり現地調査を実施し、廃止を確認しましたので結果を通知します。

記

1 採取(洗浄)場の所在地

2 認可年月日及び認可番号

平成 年 月 日 第 号

3 現地調査年月日

平成 年 月 日

4 調査員の職氏名

〇〇部〇〇〇〇課 (職名) 〇〇 (氏名) 〇〇〇〇

5 調査の結果

(1) 結果

(2) 注意事項

(〇〇部〇〇〇〇課〇〇係)

- (注) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
2 本文中の「採取(洗浄)」は、いずれか一方を消すこと。
3 「認可年月日及び認可番号」は、認可、変更認可のすべてを記載すること。
4 「注意事項」は、該当がある場合に記載すること。

(参考様式2)

平成 年 月 日
第 号

(市町村長名) 様

北海道〇〇総合振興局長(振興局長)

砂利採取(洗浄)の廃止の確認について(通知)
平成 年 月 日付けで から提出のあった「砂利採取
(洗浄)廃止届」に基づき、次のとおり現地調査を実施し、廃止を確認しましたので
結果を通知します。

記

1 採取(洗浄)場の所在地

2 認可年月日及び認可番号

平成 年 月 日 第 号

3 現地調査年月日

平成 年 月 日

4 調査員の職氏名

〇〇部〇〇〇〇課 (職名) 〇〇 (氏名) 〇〇〇〇

5 調査の結果

(1) 結果

(2) 注意事項

(〇〇部〇〇〇〇課〇〇係)

- (注) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
2 本文中の「採取(洗浄)」は、いずれか一方を消すこと。
3 「認可年月日及び認可番号」は、認可、変更認可のすべてを記載すること。
4 「注意事項」は、該当がある場合に記載すること。

IV そ の 他

第1 業務状況の報告

砂利採取業者は、認可を受けた砂利採取場ごとに業務状況報告書を作成し、毎年4月末日までに経済産業大臣（北海道経済産業局経由）へ提出する。

● 報告書の様式

名 称	根 拠 規 定	様 式
業務状況報告書	認可規則第9条	規則様式第6

第2 砂利採取業務主任者試験及び認定申請

1 砂利採取業務主任者試験の出願

業務主任者試験を受けようとする者は、受験希望地の総合振興局等へ受験願書を提出する。試験に合格したときは、合格証を交付する。

● 出願の書類

名 称	根 拠 規 則	様 式	提出部数
受 験 願 書	登録規則第10条	別記様式第39号 (規則様式第9)	1 通

● 添付書類等

名 称	根 拠 規 定	様 式
写 真	登録規則第10条	縦5cm×横4cm、出願前6ヶ月以内に撮影した正面上半身像で、裏面に、氏名及び撮影年月日を記載したもの。
履 歴 書	登録規則第10条	別記様式第42号（規則様式第10）

● 合格証の様式

名 称	根 拠 規 則	様 式
砂利採取業務主任者合格証	登録規則第11条	別記様式第40号 (規則様式第11)

2 砂利採取業務主任者の認定申請

(1) 砂利採取業務主任者資格

砂利採取業務主任者の資格は、原則として業務主任者試験制度を通じて取得されるべきものであり、認定制度は、あくまでも試験制度の補完として、真に必要性が認められる場合に限られるので、認定を受けようとする者は、申請前に事前に総合振興局等と協議を行うこと。

(2) 認定申請の条件

認定申請は、申請者が所属する砂利採取業者について、現に採取計画の認可を受けて砂利採取を行っている場合であって、業務主任者が死亡等により不在となり、砂利採取業者の十分な努力にもかかわらず、新たな業務主任者を置くことが困難であると認められる場合に限るものとする。

(3) 認定の申請

業務主任者の認定を受けようとする者は、本人が所属する事務所を管轄する総合振興局等へ認定申請書を提出する。

総合振興局等において認定した場合は、申請者に認定書を交付する。

● 認定申請の様式

名 称	根 拠 規 則	様 式	提出部数
砂利採取業務主任者認定申請書	登録規則第12条	別記様式第41号 (規則様式第12)	1 通

● 添付書類等

名 称	根拠規則	様 式 等
砂利の採取に従事した期間を記載した書面及びこれを証する書類並びにその期間において砂利の採取に伴う災害を生じさせたことがないことを疎明する書面	登録規則第12条	○公的機関又は責任ある民間団体が発行する証明書 ○作業日誌その他証明力がある書面など
都道府県知事が行う砂利の採取に伴う災害防止に関する講習を受けた場合は、その終了したことを証する書面	同 上	
履 歴 書	同 上	別記様式第42号 (規則様式第10)
写 真	同 上	縦5cm×横4cm、申請前6ヶ月以内に撮影した正面上半身像で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの。

● 認定書の様式

名 称	根 拠 規 則	様 式
砂利採取業務主任者認定証	登録規則第13条	別記様式第43号 (規則様式第13)

3 砂利採取業務主任者の合格証又は認定証の再交付申請

合格証又は認定証を汚損・紛失又は氏名の変更があったときは、合格証又は認定証の交付をした総合振興局等へ再交付申請書を提出する。

● 申請書の様式

名 称	根 拠 規 則	様 式	提出部数
砂利採取業務主任者合格証 ・認定証の再交付申請書	登録規則第14条	別記様式第44号 (規則様式第14)	1 通

● 添付書類等

区 分	名 称
汚損の場合	交付済みの砂利採取業務主任者合格証又は認定証 写真（縦5cm×4cm、申請前6ヶ月以内に撮影した正面上半身像で、 裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）
紛失の場合	写真（同上）
氏名の変更 の場合	戸籍抄本

【再交付の方法】

再交付の場合は、合格者（認定者）の番号は変更されず、交付日を再交付年月日とし、表面に「再交付」と朱書きされる。

なお、裏面には、最初の交付年月日及び再交付理由が記載され、「北海道印」が押印される。

受 験 地 (総合振興局(振興局)名)	
------------------------	--

北海道収入証紙
はり付け欄
(消印すること)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日
×試験の結果	

受 験 願 書

平成 年 月 日

北海道知事 様

ふりがな
氏 名

印

砂利採取業務主任者試験を受けたいので、砂利採取業者の登録等に関する規則第10条の規定により、申請します。

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	

- (注) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
2 申請書には、写真（縦5cm×横4cm、申請前6ヶ月以内に撮影した正面上半身像で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）を添付すること。
3 ×印の欄は、記載しないこと。
4 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

写真を貼る位置

- 1 写真の大きさ
縦 5 cm × 横 4 cm
- 2 正面上半身像
- 3 申請時より 6 ヶ
月以内に撮影され
たものであること。
- 4 写真裏面に氏名
及び撮影年月日
を書くこと。

撮 影 年 月 日

年 月 日

氏 名

生 年 月 日

年 齢

砂利採取業務主任者試験合格証

第 号

氏 名

生 年 月 日 年 月 日生

砂利採取法第15条第1項に基づく砂利採取業務主任者試験に合格したことを証します。

平成 年 月 日

北海道知事 ○ ○ ○ ○ 印

（注） この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

北海道収入証紙
はり付け欄
(消印すること)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日
×認定の結果	
×認定の年月日	年 月 日

砂利採取業務主任者認定申請書

平成 年 月 日

北海道知事 様

住 所

ふりがな
氏 名

印

砂利採取業務主任者としての知識及び技能の認定を受けたいので、砂利採取業者の登録等に関する規則第12条の規定により、申請します。

- (注) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
2 申請書には、写真（縦5cm×横4cm、申請前6ヶ月以内に撮影した正面上半身像で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）及び履歴書を添付すること。
3 ×印欄は、記載しないこと。
4 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

履 歴 書

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
学 歴	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/>
職 歴	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/>
賞 罰	

上記のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

氏 名



- (注) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
2 「職歴」の欄は、砂利採取業に関するものを特に詳細に記載するとともに、現在の所属先名称を記載すること。
3 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

砂利採取業務主任者認定証

第 号

氏 名

生年月日 年 月 日生

砂利採取法第6条第1項第5号ロの規定に基づき、砂利採取業務主任者としての知識及び技能を有するものと認定します。

平成 年 月 日

北海道知事 ○ ○ ○ ○ 印

(注) この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

北海道収入証紙
はり付け欄
(消印すること)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日
×再交付年月日	年 月 日

砂利採取業務主任者 (合格証 認定証) 再交付申請書

平成 年 月 日

北海道知事 様

住 所

ふりがな
氏 名



砂利採取業務主任者合格証（認定証）の再交付を受けたいので、砂利採取業者の登録に関する規則第14条の規定により、申請します。

生 年 月 日	年 月 日
合格証又は 認定証の番号	
理 由	
現在の所属先の 名称及び所在地	

- (注) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 2 本文中の「合格証（認定証）」は、いずれか一方を消すこと。
 3 申請書には、写真（縦5cm×横4cm、申請前6ヶ月以内に撮影した正面上半身像で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）及び履歴書を添付すること。
 4 ×印欄は、記載しないこと。
 5 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

《 参 考 》

- 砂利採取法関係手数料一覧
- 関係他法令による許認可等一覧
- 砂利採取地の区分別所管担当部局一覧
- 砂利採取法関係書類提出先一覧
- 申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

《砂利採取法関係手数料一覧》

北海道経済部手数料条例（平成12年北海道条例第15号）第2条、北海道建設部手数料条例（平成12年北海道条例第23号）第2条、砂利採取法（昭和43年法律第74号）第35条及び砂利採取法施行令（昭和43年政令第241号）第3条に規定する手数料の額は次のとおり。

納付しなければならない者	金額	根拠法令等
1 法第3条の北海道知事の登録を受けようとする者	14,700円	北海道経済部手数料条例第2条
2 法第6条第1項第5号口の規定による認定を受けようとする者	9,500円	北海道経済部手数料条例第2条
3 法第6条第1項第5号口の規定による認定の認定証の再交付を受けようとする者	450円	北海道経済部手数料条例第2条
4 法第15条の砂利採取業務主任者試験を受けようとする者	8,000円	北海道経済部手数料条例第2条
5 法第15条の砂利採取業務主任者試験の合格証の再交付を受けようとする者	450円	北海道経済部手数料条例第2条
6 法第16条の認可を受けようとする者（河川管理者が行う認可を受けようとする者を除く。）	40,100円	北海道経済部手数料条例第2条
7 法第20条第1項の規定による変更の認可を受けようとする者（河川管理者が行う認可を受けようとするものを除く。）	17,800円	北海道経済部手数料条例第2条
8 法第16条の認可を受けようとする者（河川管理者（北海道知事）が行う認可を受けようとする者に限る。）	37,700円	北海道建設部手数料条例第2条
9 法第20条第1項の規定による変更の認可を受けようとする者（河川管理者（北海道知事）が行う認可を受けようとする者に限る。）	17,000円	北海道建設部手数料条例第2条
10 法第16条の認可を受けようとする者（河川管理者（都道府県知事を除く。）が行う認可を受けようとする者に限る。）	36,900円 (35,700円)	砂利採取法第35条 砂利採取法施行令第3条
11 法第20条第1項の規定による変更の認可を受けようとする者（河川管理者（都道府県知事を除く。）が行う認可を受けようとする者に限る。）	16,400円 (15,500円)	砂利採取法第35条 砂利採取法施行令第3条
12 法第30条第2項において準用する採石法（昭和25年法律第291号）第34条第2項の規定による決定の申請をする者	45,600円 (44,500円)	砂利採取法第35条 砂利採取法施行令第3条

(注) () 内の金額は、電子申請による場合の手数料の額。

《関係法令による許認可等一覧》

砂利採取に係る行為が、他法令の許認可等を要する場合は、次の書類を添付すること。

- (1) 既に他法令の許認可等を受けている場合は、指令書等の写し
(必要に応じて、添付書類及び図面の写しを添付すること。)
- (2) 申請中の場合は、申請書のかがみの写し。
(必要に応じて、添付書類及び図面の写しを添付すること。)

なお、主に関係すると思われる他法令等を下表に示したが、他法令等に該当するか否かは、事前に十分調査を行うこと。

法 令 名	処 分 機 関 等
河川法	開発建設部・総合振興局(振興局)建設部
採石法	総合振興局(振興局)商工労働観光課
農地法	市町村農業委員会・総合振興局(振興局)農務課
農振法	総合振興局(振興局)農務課 市町村若しくは市町村農業委員会
森林法	総合振興局(振興局)林務課・森林管理局
海岸法	総合振興局(振興局)建設部(国土交通省所管の海岸) 総合振興局(振興局)水産課(農林水産省所管の漁港) 総合振興局(振興局)農村振興課(農林水産省所管の海岸) 港湾管理者(港湾)
港湾法	港湾管理者
漁港法	総合振興局(振興局)水産課
水産資源保護法	総合振興局(振興局)水産課
砂防法	総合振興局(振興局)建設部
国有財産法	総合振興局(振興局)建設部(海岸保全区域及び公共海岸 以外の海域)総合振興局(振興局)農務課(国有農地)・ 総合振興局(振興局)農村振興課(開拓財産)
文化財保護法	市町村教育委員会・教育局
道路法	開発建設部・総合振興局(振興局)建設部・市町村
自然公園法	総合振興局(振興局)環境生活課
水質汚濁防止法	総合振興局(振興局)環境生活課
大気汚染防止法	総合振興局(振興局)環境生活課
騒音規制法	総合振興局(振興局)環境生活課・市町村
振動規制法	総合振興局(振興局)環境生活課・市町村
北海道公害防止条例	総合振興局(振興局)環境生活課・市町村
市町村普通河川管理条例	市町村

《砂利採取地の区別所管担当部局一覧》

採取地	地区の区分	砂利採取認可処		他法令		法令の許認可等		処分課名		
		処分課名	本庁所管部課名	法令名	法令名	処分課名	本庁所管部課名	本庁所管部課名	本庁所管部課名	
陸	(山) 砂利	総合振興局(振興局)商工労働観光課	資源エネルギー課	農地法	農地法	総合振興局(振興局)農務課	農政部農地調整課	農地法	農政部農地調整課	
				農振法	農振法	総合振興局(振興局)農務課 市町村若しくは市町村農業委員会	農政部農村計画課	農振法	農政部農村計画課	
海	海岸保全区域外一般海岸	同上	同上	森林法	森林法	総合振興局(振興局)林務課	水産林務部治山課	森林法	水産林務部治山課	
				海上法	海上法	総合振興局(振興局)建設部	建設部砂防災害課	海上法	建設部砂防災害課	
	国土交通省所管(港湾)	同上	同上	海岸法	海岸法	港湾管理者		海岸法		
				海漁法	海漁法	総合振興局(振興局)水産課	水産林務部漁港漁村課	海漁法	水産林務部漁港漁村課	
				海岸法	海岸法	総合振興局(振興局)農務課	農政部農村整備課	海岸法	農政部農村整備課	
	海岸保全区域内	同上	同上	海岸法	海岸法	総合振興局(振興局)建設部	建設部砂防災害課	海岸法	建設部砂防災害課	
				海漁法	海漁法	総合振興局(振興局)建設部	建設部砂防災害課	海漁法	建設部砂防災害課	
				海岸法	海岸法	開発建設部管理課	建設部砂防災害課	海岸法	建設部砂防災害課	
	海域	同上	同上	同上	国有財産法	国有財産法	総合振興局(振興局)建設部	建設部砂防災害課	国有財産法	建設部砂防災害課
					河川法	河川法	開発建設部管理課	開発局建設部建設行政課	河川法	開発局建設部建設行政課
河川 (河川区域等)	1級河川	指定区間外	同上	河川法	河川法	総合振興局(振興局)建設部	建設部河川課	河川法	建設部河川課	
				河川法	河川法	総合振興局(振興局)建設部	建設部河川課	河川法	建設部河川課	
	2級河川	指定区間内	同上	市町村	河川法	河川法	総合振興局(振興局)建設部	建設部河川課	河川法	建設部河川課
					河川法	河川法	市町村	市町村	河川法	市町村
普通河川	同上	同上	資源エネルギー課	普通河川条例	普通河川条例	市町村	市町村	普通河川条例	普通河川条例	

《砂利採取法関係書類提出先一覧》

1 道の窓口

総合振興局等名	担当課係名	所在地	電話番号
石狩振興局	商工労働観光課指導保安係	札幌市中央区北3条西7丁目	011-204-5829
渡島総合振興局	商工労働観光課指導保安係	函館市美原4丁目6-16	0138-47-9460
檜山振興局	商工労働観光課商工係	檜山郡江差町字陣屋町336-3	0139-52-6642
後志総合振興局	商工労働観光課指導保安係	虻田郡倶知安町北1条東2丁目	0136-23-1364
小樽商工労働事務所	主査（商工労働）	小樽市富岡1丁目14-13	0134-22-5525
空知総合振興局	商工労働観光課指導保安係	岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0062
上川総合振興局	商工労働観光課指導保安係	旭川市永山6条19丁目	0166-46-5941
留萌振興局	商工労働観光課指導保安係	留萌市住之江町2丁目1-2	0164-42-8442
宗谷総合振興局	商工労働観光課指導保安係	稚内市末広4丁目2-27	0162-33-2926
十勝総合振興局	商工労働観光課指導保安係	網走市北7条西3丁目	0152-41-0637
胆振総合振興局	商工労働観光課指導保安係	室蘭市海岸町1丁目4-1	0143-24-9591
日高振興局	商工労働観光課商工係	浦河郡浦河町栄丘東通56	0146-22-9282
十勝総合振興局	商工労働観光課指導保安係	帯広市東3条南3丁目	0155-26-9045
釧路総合振興局	商工労働観光課指導保安係	釧路市浦見2丁目2-54	0154-43-9183
根室振興局	商工労働観光課商工係	根室市常盤町3丁目28	0153-23-6829

2 権限移譲済み市町村(※)の窓口

市町村名	担当課係名	所在地	電話番号
稚内市	水産商工課商工グループ	稚内市中央3丁目13番15号	0162-23-6161
北斗市	商工労働観光課商工労働観光グループ	北斗市中央1丁目3番10号	0138-73-3111

※ 砂利採取法並びに北海道砂利採取計画の認可に関する条例及び同条例施行規則に基づく砂利採取計画の認可に係る一部の事務について、道から権限移譲を行った市町村（平成22年4月1日現在、稚内市及び北斗市の2市）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

部 局 名：経済部資源エネルギー課

No	法 令 名	根 拠 条 項	許 認 可 等 の 種 類	設定等 区 分	標準処理期間 (経由日数)	備 考
1	砂利採取法	第3条 第4条 第5条	砂利採取業者登録	未設定イ	10日	
2	同 上	第6条第1 項第5号ロ 第15条第 2項	砂利採取業務主任者認定	未設定イ	30日	
3	同 上	第16条 第17条 第18条 第19条 第20条	砂利採取計画認可 砂利採取計画変更認可	設 定	30日 ただし、砂利 採取計画の認 可に関する条 例第7条第3 項に該当する 場合は60日	
4	砂利採取業者の 登録等に関する 規則	第14条	砂利採取業務主任者合格証等の 再交付申請	未設定イ	15日	

[留意点]

○設定等区分～次により記載

「未設定」 審査基準を設定していない場合

イ：審査基準が法令の定めに尽くされているもの

ロ：申請実績がない又は将来的に見込みのないもの

ハ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの

「非 公」 審査基準を設定しているが、公にしていない場合

○標準処理期間～設定は努力義務だが、設定した場合は必ず公にしなければならない

○備 考～経由機関など申請者の便宜に資する事項について記載

砂利採取法関係書類作成の手引き [第六版]

発行 平成27年12月
編集 北海道経済部産業振興局
環境・エネルギー室

札幌市中央区北3条西6丁目
電 話 (011)231-4111 内線26-183
F A X (011)222-5975